

令和8年度(2026年度)

障害者福祉のしおり



しながわ観光大使

Cinnamoroll



© 2026 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L664722



1.相談の窓口



2.手帳



3.障害者総合支援法・児童福祉法



4.医療



5.手当・年金



6.日常生活の援助



7.税の軽減



8.公共料金などの軽減



9.タクシー・自動車



10.住宅



11.保育・教育・療育



12.就労



13.障害者虐待防止法



14.障害者差別解消法



15.社会参加

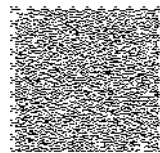


16.やさしい防災について



17.施設など

このマークは音声コード
(Uni-Voice)です。スマー
トフォンや専用読み取り装
置を使って、記載内容を音
声で聞くことができます。



品川区

表紙の絵画等の写真は、令和7年度品川区障害者作品展(令和7年11月18日～22日、区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」)に出展された作品の中から掲載しています。



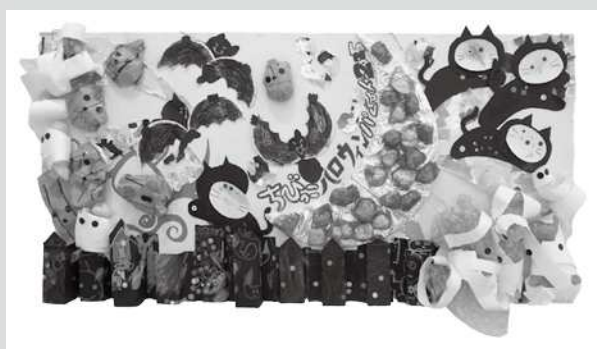
作品名 西大井福祉園祭り

作者 西大井福祉園 利用者の皆さん
(合同作品)



作品名 かもめ

作者 シーガル大森 利用者の皆さん
(合同作品)



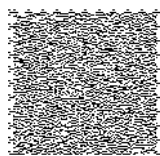
作品名 ちびっこハロウィンパレード2025

作者 ちびっこタイム品川 利用者の皆さん
(合同作品)



作品名 ハニーハニーアイランド

作者 サンかもめ 利用者の皆さん
(合同作品)

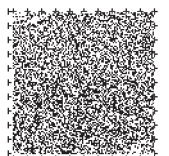


「障害者福祉のしおり」をご覧くださいの方へ

この「障害者福祉のしおり」は、品川区に在住の皆さんに利用していただく障害者福祉施策の概要や窓口などをできるだけわかりやすく紹介したものです。

お手元に置いてご活用いただければ幸いです。

1. この「障害者福祉のしおり」の内容は、特に記載のある箇所を除き令和 8 年 4 月 1 日現在で作成したものです。その後、制度や内容などに変更があったときは、「広報しながわ」などでお知らせいたします。
2. 各項目にある **身 知 精 難** の表示は、それぞれ身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者を対象としているサービスであることを示しています。また、**児** の表示は、18 歳未満の障害児を対象に含んでいることを示しています。これらの表示は、サービスの検索をしやすいようにつけたものです。対象者の詳細は、それぞれの事業の記載内容をご確認ください。
3. 各事業の内容・手続きなどでわからないことがあれば、各窓口までお問い合わせください。
4. 区役所へのお問い合わせは、直通電話におかけいただくか、代表電話 3777-1111 におかけのうえ、交換手に担当の課・係名をお伝えください。
5. 各ページの角の位置に印刷された模様は音声コード（ユニボイス Uni-Voice）です。スマートフォンや専用読み取り装置を使って音声で内容を聞くことができます。視覚障害の方、高齢のため細かい字が読みづらい方は、ぜひご利用ください。



主な変更点

「令和7年度障害者福祉のしおり」からの主な変更点は以下のとおりです。

特別障害者手当等（国制度） P.10～11、55～56 身 知 精 児

【手当額変更】

- 特別障害者手当 月額 30,450 円（変更前：29,590 円）
- 障害児福祉手当 月額 16,560 円（変更前：16,100 円）
- 経過の福祉手当 月額 16,560 円（変更前：16,100 円）

特別児童扶養手当（国制度） P.57 身 知 精 児

【手当額変更】

- 重度障害児（1 級） 月額 58,450 円（令和7年度：56,800 円）
- 中度障害児（2 級） 月額 38,930 円（令和7年度：37,830 円）

児童扶養手当（国制度） P.58、59 身 知 精 児

【手当額変更】

- 児童 1 人 月額 48,050 円（令和7年度：46,690 円）
 - 児童 2 人目以降 月額 11,350 円加算（令和7年度：11,030 円）
- 受給者所得限度額（全部支給・一部支給）の変更の詳細については P.10、11 をご確認ください。

障害基礎年金（国民年金） P.59 身 知 精 難

【年金額変更】

- 1 級
昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれの方
1,059,125 円（令和7年度：1,039,625 円）
昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方
1,056,125 円（令和7年度：1,036,625 円）
- 2 級
昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれの方
847,300 円（令和7年度：831,700 円）
昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方
844,900 円（令和7年度：829,300 円）

特別障害給付金（国民年金） P.60 身 知 精 難

【支給額変更】

- 1 級 月額 58,650 円（令和7年度：56,850 円）
- 2 級 月額 46,920 円（令和7年度：45,480 円）

補装具費の支給（交付・修理等） P.61 身 難 児

【追加】

- 車載用姿勢保持装置（障害別：肢体不自由）

【廃止】

- 頭部保持具（障害別：肢体不自由児のみ）

日常生活用具の給付 P.62～66 身 知 精 難 児

【給付限度額変更】

- 移乗・移動支援用具 60,000 円（変更前：26,000 円）

【給付限度額変更（令和8年10月分から）】

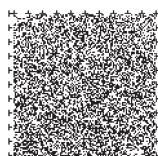
- ストマ用装具（消化器系）12,000 円（変更前：8,858 円）
- ストマ用装具（泌尿器系）13,000 円（変更前：11,639 円）

【追加】

- 食事用自助具・調理用自助具・生活用品自助具 給付限度額：それぞれ 20,000 円
- ナビゲーションデバイス 給付限度額：54,000 円
- 振動型電子体温計 給付限度額：9,000 円
- DC/AC インバーター 給付限度額：40,000 円
- 情報通信用具（①ソフトウェア・周辺機器、②タブレット・アプリケーション、③スマートフォン・アプリケーション）
給付限度額：100,000 円
- 排泄予測支援機器 給付限度額：99,000 円
- 知的障害者支援具 給付限度額：25,000 円
- ポータブル電源 給付限度額：104,000 円
- 人工内耳専用電池
①空気電池 給付限度額：3,000 円
②充電式電池 給付限度額：17,600 円
③充電器 給付限度額：28,600 円

【統合】

- イヤーマフ（知的障害者支援具に統合）



【対象者年齢変更】

■ 中規模改修 原則、学齢児以上 65 歳未満
(変更前：学齢児以上 65 歳未満)

■ 屋内移動設備 年齢制限撤廃 (変更前：学齢児以上)
■ 昇降機 原則、学齢児以上 65 歳未満 (変更前：6 歳以上 65 歳未満)

【新規掲載】

障害者等の家族の就労支援や一時休息のために、日常生活上の援助や活動の場を提供します。

■ 利用者負担：障害児は無料、18 歳以上の障害者は所得に応じて利用者負担あり

視覚障害者への対応について、研修を受けた専門のオペレーターがオンラインで遠隔支援を行います。

【追加】

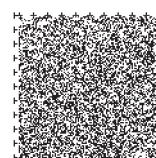
- ① 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 (P.21 ~ 23、117)
■ 品川区立大原児童発達支援センター
- ② 就労継続支援 (B 型) (P.118)
■ ラシクラボ武蔵小山 ■ Be スポーツ ■ ワークアリーナ天王洲
- ③ 自立生活援助 (P.118)
■ 品川区東品川精神障害者相談支援センター「のどか」
- ④ 共同生活援助 (P.118)
■ みつばち ■ エリーズほーむ大井 ■ みかんの木 ■ なないろ小山
- ⑤ 移動支援 (P.119)
■ りいちあうと慈慈 ■ 訪問介護ステーション若里
- ⑥ 児童発達支援 (P.119 ~ 120)
■ 品川区立大原児童発達支援センター ■ さばな旗の台教室 ■ ワールドキッズ大崎教室 ■ エルピゾ旗の台
■ アプリ児童デイサービス品川 ■ コプラス北品川教室 ■ MIRAwith スクール STEP 品川東大井教室
■ Ange Garden Care ■ トウインクル大崎広小路
- ⑦ 放課後等デイサービス (P.120)
■ 品川区立大原児童発達支援センター ■ さばな旗の台教室 ■ ワールドキッズ大崎教室 ■ エルピゾ旗の台
■ アプリ児童デイサービス品川 ■ コプラス北品川教室 ■ MIRAwith スクール STEP 品川東大井教室
■ Ange Garden Care
- ⑧ 保育所等訪問支援 (P.120)
■ 品川区立大原児童発達支援センター ■ LITALICO ジュニア大井町東口教室 ■ kids ベース
■ MIRAwith スクール STEP 品川東大井教室 ■ トウインクル大崎広小路
- ⑨ 就労体験の場の提供等 (P.120)
■ 障害者就労体験事業 [Kitara(きたら)]

【変更】

- ① 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 (P.21 ~ 23、117)
■ ラシクラボコネクト東京 運営法人名称変更 (株式会社 ULT → 株式会社ラシクラボ)
- ② 就労継続支援 (B 型) (P.118)
■ ラシクラボ大井町 運営法人名称変更 (株式会社 ULT → 株式会社ラシクラボ)
■ ラシクラボ武蔵小山 運営法人名称変更 (株式会社 ULT → 株式会社ラシクラボ)
- ③ 移動支援 (P.119)
■ ケアメイト荏原訪問介護事業所 住所変更 小山台 1-5-10 (変更前：荏原 2-1-10 3 階)
■ ヘルパーステーションシャローム 住所変更 中延 4-12-7 (変更前：豊町 6-24-17-202)
■ ステップあっぱ 名称変更 (変更前：移動支援事業所ステップアップ)
住所変更 南品川 5-2-19-101 (変更前：東大井 5-12-5-201)
事業引継ぎ (アーティックキャリア株式会社 → あっぱ合同会社)
■ ホームケア品川 名称変更 (変更前：らいふホームヘルプサービス)
運営法人名称変更 (株式会社らいふ → ALSOK らいふケア株式会社)
- ④ 児童発達支援 (P.119 ~ 120)
■ コペルプラス青物横丁教室 事業引継ぎ (三敬株式会社 → 株式会社ディスカバリープラス)
- ⑤ 放課後等デイサービス (P.120)
■ kids ベース 名称変更 (変更前：放課後等デイサービス kids ベース)

【削除】

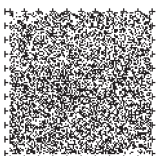
- ① 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 (P.21 ~ 23、117)
■ 生活サポートのぷらむ
- ② 児童発達支援 (P.119 ~ 120)
■ アートキッズ療育
- ③ 放課後等デイサービス (P.120)
■ スキップランド西大井 ■ 放課後等デイサービス dekkun プログラミング&ドローンスクール



障害者に関するシンボルマーク

障害者に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。

障害者のための 国際シンボルマーク		障害のある方にとって、利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを表す、世界共通のマークです。車いす利用の方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。	(公財) 日本障害者 リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
盲人のための 国際シンボルマーク		視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている、世界共通のマークです。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。	(福) 日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886
身体障害者標識 (身体障害者マーク)		肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せをしたり、必要な車間距離が保てなくなるような車線変更をした運転者は、道路交通法違反となります。	警視庁交通総務課 電話 03-3581-4321
耳マーク		聴覚に障害があることを示し、コミュニケーションへの配慮を求めるマークです。自治体、病院、銀行などで、聴覚障害のある方への援助ができることを示すマークとしても使用されています。	(一社) 全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会 zennancho@ zennancho.or.jp FAX 03-3354-0046
ほじょ犬マーク		身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉局 障害者施策推進部 電話 03-5320-4147
オストメイトマーク		人工肛門・人工膀胱を保有している方（オストメイト）であること、オストメイトのための設備があることをあらわしています。 オストメイト対応トイレの入り口・案内誘導プレートに表示されています。	(公社) 日本オストミー 協会 電話 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
ハート・プラス マーク		身体内部に障害がある方を表すマークです。心臓や腎臓などの内部障害や内臓疾患は外見からわかりにくいいため、視覚的に示すことで、理解と協力を広げるために作られたマークです。	NPO 法人 ハート・プラスの会 https://h-plus-hp. normanet.ne.jp/ 電話 080-4824-9928



聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)		聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている方が、運転する車に表示することを義務づけられているマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せをしたり、必要な車間距離が保てなくなるような車線変更をした運転者は、道路交通法違反となります。	警視庁交通総務課 電話 03-3581-4321
ヘルプマーク		義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方のためのマークです。次の場所でヘルプマークを配布しています。都営地下鉄各駅（押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅、新宿線新宿駅を除く）駅務室、都営バス各営業所、都電荒川線（荒川車庫前駅）、日暮里・舎人ライナー（日暮里駅、西日暮里駅）駅務室、ゆりかもめ（新橋駅、豊洲駅、有明駅）駅務室、多摩モノレール（多摩センター駅、中央大学・明星大学駅、高幡不動駅、立川南駅、立川北駅、玉川上水駅）駅務室、（一部時間帯を除く）、東京都心身障害者福祉センター（多摩支所を含む）、都立病院等	東京都福祉局 障害者施策推進部企画課 電話 03-5320-4147

<品川区ヘルプカード>

ヘルプカードは、障害者や生活するうえで何らかの支援を要する方に配布しています。

本人・家族の安心感や周囲の方が支援するきっかけづくり、障害への理解のために、活用いただくカードです。障害者支援課、各保健センター、支え愛・ほっとステーション（地域センター内）、区内相談支援事業所の窓口等で配布しています。

◆ヘルプカード



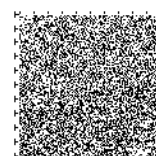
ヘルプカードは、援助を必要とする障害のある方等が携帯し、困った時に周囲の方へ必要な支援や配慮をお願いするためのカードです。

◆ヘルプカードホルダー

ヘルプカードをヘルプカードホルダーに入れて、かばんなどにつけておくことで、周囲の方に配慮を必要としていること、必要な支援内容を知らせることができます。



お問い合わせ ▶ 障害者支援課 障害者支援係 電話 03-5742-6707 FAX 3775-2000



目次

手当・年金等の給付額および 所得限度額	10
------------------------	----

1. 相談の窓口



障害者支援課	20
品川区地域拠点相談支援センター	20
指定特定相談支援事業者	21
指定障害児相談支援事業者	22
品川児童学園「子ども発達相談室」	23
品川区医療的ケア児地域生活支援促進事業 「インクルーシブひろばベル」	23
東京都医療的ケア児支援センター	23
保健センター	24
教育委員会教育総合支援センター 特別支援教育担当	24
教育委員会教育総合支援センター 教育相談室	24
品川区社会福祉協議会	24
品川ボランティアセンター	25
品川成年後見センター	25
東京都心身障害者福祉センター	25
品川公共職業安定所（ハローワーク）	25
品川区児童相談所	25
東京都児童相談センター 4152（よいこに）電話相談	26
手をつなぐ あんしん相談（青年期相談室）	26
品川区高次脳機能障害専門相談	26
東京都障害者福祉会館（福祉相談）	26

障害者相談員	27
民生委員・児童委員	27

2. 手帳



身体障害者手帳	28
愛の手帳（療育手帳）	29
精神障害者保健福祉手帳	29
身体障害者障害程度等級表	30

3. 障害者総合支援法・児童福祉法

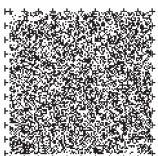


障害者総合支援法・児童福祉法	35
障害福祉サービスの内容	39
申請から利用までの流れ	41
障害福祉サービスの利用者負担	43
介護保険と障害者施策について	45

4. 医療



心身障害者（児）医療費助成	46
自立支援医療（育成医療）	47
難病等の医療費助成	47
指定された病気について （特殊疾病・難病医療費等助成対象疾病）	48
自立支援医療（精神通院医療）	50
小児精神病（入院医療費助成）	50
自立支援医療（更生医療）	50



高齢者インフルエンザ・新型コロナ・肺炎球菌・ 帯状疱疹定期予防接種	51
後期高齢者医療制度への加入	51
障害者歯科健康診査	51
産科医療補償制度	52
産科医療特別給付事業	52
旧優生保護法による優生手術等を 受けた方等への補償金	53

5. 手当・年金



障害者福祉手当（区制度）	54
東京都重度心身障害者手当（都制度）	55
特別障害者手当（国制度）	55
障害児福祉手当（国制度）	56
経過的福祉手当（国制度）	56
心身障害者扶養共済制度	56
特別児童扶養手当（国制度）	57
児童育成手当（障害手当）	57
児童育成手当（育成手当）	58
児童扶養手当（国制度）	58
障害基礎年金（国民年金）	59
障害厚生年金（厚生年金）	60
特別障害給付金	60

6. 日常生活の援助



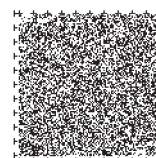
補装具費の支給（交付・修理等）	61
日常生活用具の給付	62
住宅設備改善費の給付	66

障害者の介護など

居宅介護等	67
短期入所（ショートステイ）	67
意思疎通支援者の派遣	67
同行援護（ガイドヘルパー）	67
移動支援事業（ガイドヘルパー）	68
東京都ガイドセンター （ガイドヘルパー派遣）	68
巡回入浴サービス	68
日中一時支援事業（地域生活支援）	68
日中一時支援事業（民間事業所利用）	69
雇用施策との連携による 重度障害者等就労支援特別事業	69
重度訪問介護利用者の 大学等修学支援事業	69
重度脳性麻痺者介護事業	69

その他の日常生活の援助

救急代理通報システム	70
品川区高齢者および障害者世帯の ごみ・資源各戸収集	70
消防車・救急車の要請	70
110番アプリシステム	71
車いすの貸出	71
補助犬の給付	72
中等度難聴児発達支援事業	72
中等度難聴者補聴器購入助成事業	72
品川区視覚障害者遠隔サポートシステム	73
重症心身障害児者等 在宅レスパイト・就労等支援事業	73
白杖の交付	73
T字杖の交付	73



訪問理容・美容サービス	73
紙おむつなどの支給	74

点字図書・テープなど

声の広報	74
「広報東京都」などの点字版・ カセットテープ版	74
点字録音刊行物作成配布事業	74
区立図書館の障害者サービス	74
点字図書館	75

7. 税の軽減



所得税・住民税の障害者控除	76
住民税・森林環境税の非課税	76
自動車税・軽自動車税	77
個人事業税	78
相続税	78
贈与税	78
関税	79

8. 公共料金などの軽減



JR 運賃・私鉄運賃	80
都営交通	81
民営バス	82
フェリー旅客運賃	83
航空旅客運賃	83
テレビ受信料	83
青い鳥郵便はがき	84

都立公園等入場料	84
都立公園駐車場	84
区立施設の使用料減免	85
区営自転車等駐車場	85
粗大ごみの廃棄物処理手数料	85
NTT 電話番号案内の無料利用	86
携帯電話料金の割引	86

9. タクシー・自動車

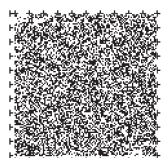


タクシー運賃	87
福祉タクシー・ 自動車燃料費助成券の交付	87
福祉タクシー・自動車燃料費助成券の 交付（医療型短期入所利用者）	87
介護タクシー利用補助券の交付	88
リフト・寝台付福祉タクシーの運行	88
有料道路料金	89
自動車運転免許取得費の助成	90
自動車改造費の助成	90
福祉車両の購入・改造費の助成	90
駐車禁止等除外標章の交付	91

10. 住宅



都営住宅	93
UR 都市機構「新築 UR 賃貸住宅」の 抽選時の倍率優遇	95
障害者住宅	95
障害者住宅あつ旋	95



11. 保育・教育・療育



児童発達支援・放課後等デイサービス	96
保育園	96
幼稚園	96
学校	96
心身に障害のある児童・生徒の ための学校一覧表	96
就学奨励費	98
講座・講習会・スポーツ	98

12. 就労・資金の貸付



障害者就労支援センター 「げんき品川」	99
就労選択支援・就労移行支援・ 就労継続支援・就労定着支援	99
職業紹介と相談 公共職業安定所	99
職業相談と就労支援 東京障害者職業センター	100
職業訓練 国立職業リハビリテーションセンター	100
(公財) 東京しごと財団 障害者就業支援課	101
職業訓練 東京障害者職業能力開発校	102
雇用保険の失業給付	102
生活福祉資金の貸付	103

13. 障害者虐待防止法



.....	104
-------	-----

14. 障害者差別解消法



.....	105
-------	-----

15. 社会参加



選挙	106
障害者まつり・レクリエーション	107
東京都障害者休養ホーム事業	107
障害者表彰	107
障害者作品展	107
障害者週間記念のつどい	107

16. やさしい防災について



.....	108
-------	-----

17. 施設など



.....	117
-------	-----

索引	121
----	-----

